

一般教育訓練給付制度 厚生労働大臣指定講座

●一般教育訓練給付制度とは・・・

働く人の主体的な能力開発の取組を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の被保険者（在職者）又は被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する一般教育訓練を受講し修了した場合、本人自らが指定教育訓練施設に支払った教育訓練経費の2割に相当する額（上限10万円とし、4千円を超えない場合は支給されません）をハローワーク（公共職業安定所）から支給する制度です。

被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。

●支給対象者は・・・

①雇用保険の一般被保険者

一般教育訓練の受講を開始日した日において雇用保険の被保険者である方のうち、支給要件期間が3年以上ある方。

②雇用保険の一般被保険者であった方

受講開始日において被保険者でない方のうち、一般被保険者資格を喪失した日以降、受講開始日までが1年以内であり、かつ支給要件期間が3年以上ある方。

上記①②とも、当分の間、初めて教育訓練給付の支給を受けようとする方については支給要件が1年以上あれば可。

それぞれ、①②の方が対象となりますが、詳しくは、お近くのハローワークに照会することができます。

「一般教育訓練の教育訓練給付金の支給申請手続きについて」リーフレット参照

●一般教育訓練対象講座及び 一般教育訓練経費

教育訓練講座の名称		教育訓練経費（単位：円）		
		入学料	受講料	合計
中型自動車	準中型5T限定	54,000	76,140	130,140
	普通限定なし	54,000	102,060	156,060
大型自動車	中型限定なし	64,800	124,200	189,000
	中型8T限定	64,800	176,040	240,840
	準中型5T限定	64,800	229,500	294,300
	普通限定なし	64,800	264,060	328,860
	準中型限定なし	64,800	201,960	266,760

※ 上記教育訓練経費には、適性検査料は含まれていますが、検定料（修了検定、卒業検定 各1回分）及び写真代、仮免許証紙代は含まれていませんので、入校時には料金表の教習料金（通常料金）の金額をお支払い下さい。

また、再検定料、補修料、延長教習料は別途料金が必要です。